

東京都市計画一団地の住宅施設の変更 (練馬区決定)

練馬仲町住宅を平和台一団地の住宅施設に名称を改め次のように変更する。

| | | | |
|-----------------------|--------------|--|-----------------|
| 名 称 | 平和台一団地の住宅施設 | | |
| 位 置 | 練馬区平和台二丁目地内 | | |
| 面 積 | 約1.2ha | | |
| 建 築 物 〔密度〕の 限 度 | ブ ロ ック | 建築面積の敷地面積に対する割合 | 延べ面積の敷地面積に対する割合 |
| | A | 4/10以下 | 25/10以下 |
| | B | 4/10以下 | 13/10以下 |
| | C | 4/10以下 | 13/10以下 |
| 住 宅 の 予 定 戸 数 | 高層 | 約 40戸 | |
| | 中層 | 約100戸 | |
| | 低層 | — | |
| | 計 | 約140戸 | |
| 配 置 の 方 針 | 公 共 施 設 | 各街区の外周に、原則として幅員6m以上の区画道路を配置し歩道又は歩行者通路を設置する。 | |
| | 公 園 および 緑 地 | 公園：3箇所、約1,600㎡ 緑地：幹線道路〔環状街路〕八号線の沿道部分をはじめ団地内に適宜配置する。 | |

| | | | |
|-----------|-----------|----------|---|
| 配 置 の 方 針 | 公 共 施 設 | その他の公共施設 | 上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガ ス：ガス事業者より供給を受ける。 |
| | 公 益 的 施 設 | | 集 会 所：1箇所 駐 車 場：計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。 自 転 車 置 場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。 |
| | 住 宅 | | 周辺環境との調和を図りつつ、土地の合理的かつ有効な利用を図るため、幹線道路〔環状街路〕八号線の沿道のAブロックには高層住宅を配置し、他のブロックには中層住宅を適宜配置する。 また、住棟の周辺等は緑化に努める。 |

「区域並びに建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度、公共施設、公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり。」

理由 地域の特性に応じて土地の合理的かつ有効な利用を図りつつ、良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため変更する。

新旧対照表

()内は変更前を示す

| | | | |
|--------------------|-------------------------|-----------------|---|
| 名称 | 平和合一団地の住宅施設 (練馬仲町住宅) | | |
| 位置 | 練馬区平和台二丁目地内(仲町五丁目地内) | | |
| 面積 | 約1.2ha(約1.95ha) | | |
| 建築物 〔密度〕の 限度 | ブロック | 建築面積の敷地面積に対する割合 | 延べ面積の敷地面積に対する割合 |
| | A | 4/10以下 | 25/10以下 |
| | B | 4/10以下 | 13/10以下 |
| | C | 4/10以下 | 13/10以下 |
| 住宅の 予定戸数 | 高層 | 約40戸 | |
| | 中層 | 約100戸 | |
| | 低層 | ————(約58戸) | |
| | 計 | 約140戸(約58戸) | |
| 配置の 方針 | 公共 施設 | 道路 | 各街区の外周に、原則として幅員6m以上の区画道路を配置し歩道又は歩行者通路を設置する。 |
| | | 公園 および 緑地 | 公園：3箇所、約1,600㎡(児童公園3箇所) 緑地：幹線道路〔環状街路〕八号線の沿道部分をはじめ団地内に適宜配置する。 |

| | | | |
|-----------|----------|--------------|---|
| 配置の 方針 | 公共 施設 | その他の 公共施設 | 上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガス：ガス事業者より供給を受ける。 |
| | 公益的施設 | | 集会所：1箇所 駐車場：計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。 自転車置場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。 |
| | 住宅 | | 周辺環境との調和を図りつつ、土地の合理的かつ有効な利用を図るため、幹線道路〔環状街路〕八号線の沿道のAブロックには高層住宅を配置し、他のブロックには中層住宅を適宜配置する。 また、住棟の周辺等は緑化に努める。 |

「区域並びに建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度、公共施設、公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり。」

理由 地域の特性に応じて土地の合理的かつ有効な利用を図りつつ、良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため変更する。

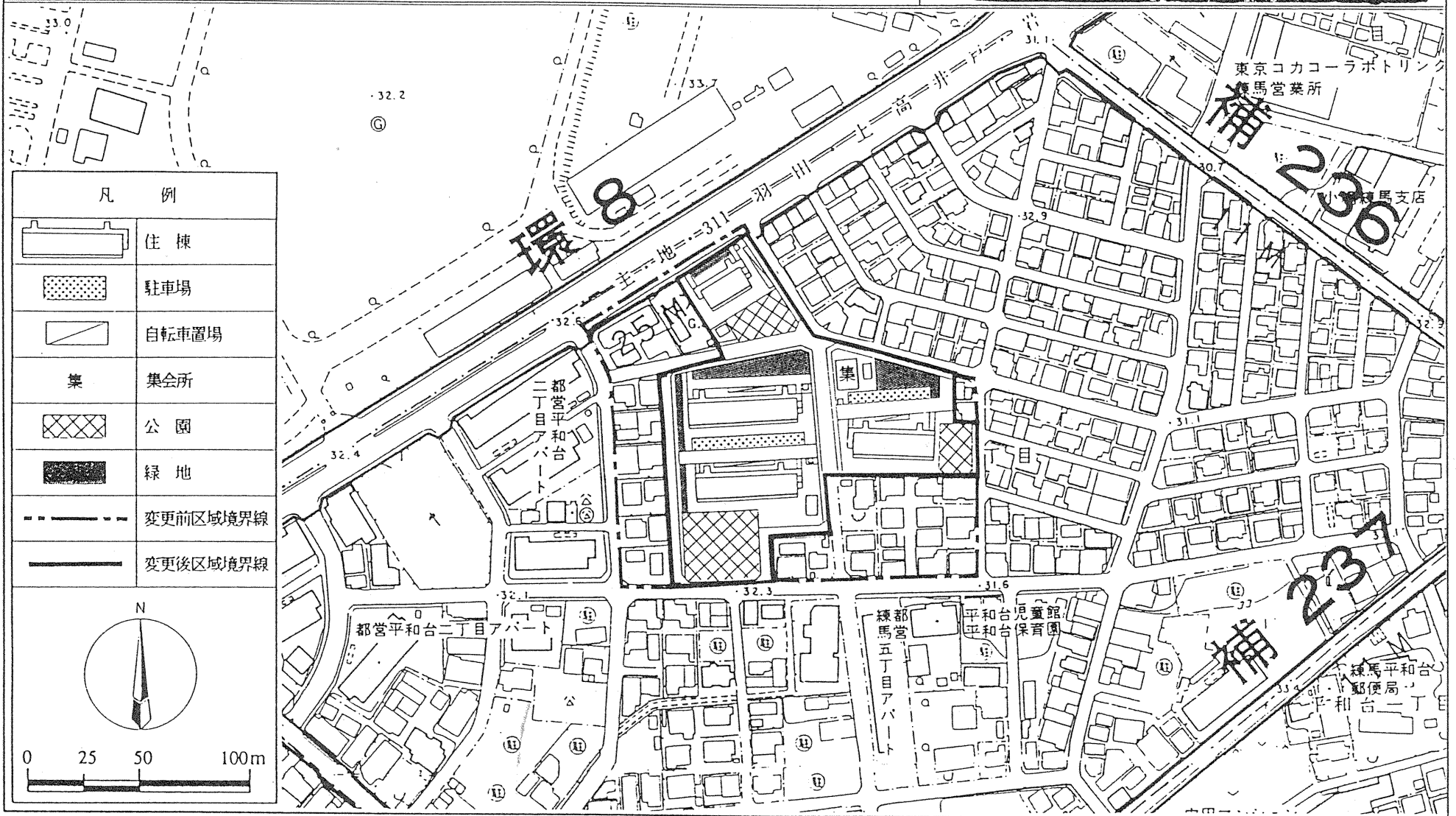
変更概要

| 名 称 | 変 更 概 要 | | |
|-------------|--|---|-----------------------------------|
| 平和台一団地の住宅施設 | <p>1 名称の変更 (旧) 練馬仲町住宅 ⇨ (新) 平和台一団地の住宅施設</p> <p>2 位置の表示の変更 (旧) 仲町五丁目地内 ⇨ (新) 平和台二丁目地内</p> <p>3 区域・面積の変更 (旧) 約1.95ha ⇨ (新) 約1.2ha (区域の変更は計画図のとおり)</p> <p>4 建築物(密度)の限度 (旧) 規定なし ⇨ (新) 建ぺい率: 4/10以下(A, B, Cブロック共) 容積率 : 25/10以下(Aブロック)、13/10以下(B・Cブロック)</p> <p>5 住宅の予定戸数の変更 (旧) 約58戸 ⇨ (新) <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 10px;"> 高層 約 40戸 中層 約 100戸 計 約 140戸 </td> </tr> </table> </p> <p>6 公園の配置の方針の変更 (旧) 児童公園3箇所 ⇨ (新) 公園3箇所 約1,600㎡</p> <p>7 公益的施設の配置の方針の変更 (旧) 規定なし ⇨ (新) 集会所: 1箇所 駐車場: 計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する 自転車置場: 計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する</p> | [| 高層 約 40戸 中層 約 100戸 計 約 140戸 |
| [| 高層 約 40戸 中層 約 100戸 計 約 140戸 | | |

東京都市計画一団地の住宅施設
 平和台一団地の住宅施設計画図 (配置図)

確認 平成9年7月30日

所管部課名 地域計画部土地利用計画課



| 凡 例 | |
|------------------------------|-----------------|
| | 住 棟 |
| | 駐 車 場 |
| | 自 転 車 置 場 |
| | 集 会 所 |
| | 公 園 |
| | 緑 地 |
| | 変 更 前 区 域 界 限 線 |
| | 変 更 後 区 域 界 限 線 |
| <p>N</p> <p>0 25 50 100m</p> | |

東京都市計画一団地の住宅施設
 平和台一団地の住宅施設計画図
 (建ぺい率の最高限度、及び容積率の最高限度)

| | |
|-------|--------------|
| 確認 | 平成9年7月30日 |
| 所管部課名 | 地域計画部土地利用計画課 |

